

認定事例

(災害補償課)

消防団員が建物火災に出動。消防活動中に急性心筋梗塞を発症し、療養を経て症状固定した後の後遺障害(障害等級第9級第11号)

1 災害を受けた者

A県B市 消防団員 災害発生時 58歳

2 職業

自営業(プロパンガス販売)

3 傷病名

急性心筋梗塞(療養)

4 災害発生日

平成17年2月26日

5 災害発生状況等

平成17年2月26日、本人は建物火災を覚知し出動。現場到着し救助者の検索、救助活動を行った後消火活動に従事していたところ、突然、体の不調を訴えた。医療機関に搬送され、急性心筋梗塞と診断され入院。

冠動脈造影で右冠動脈に閉塞を認め、同部に冠動脈形成術・ステント留置が施行され、退院後は月1回の通院で末梢病変に対する薬物療法を継続し平成18年12月に症状固定となる。

【説明】

本件は、胸腹部臓器のうち循環器の障害に係るものとして、急性心筋梗塞発症後の後遺症状による心機能の低下を評価することとなりますが、資料の「障害の程度に関する証明書」及び「日常生活状況調査結果」などでは以下の状況がみられました。

循環器障害の程度の判断に当たっては、「左室駆出率」(※1)、「心機能の低下による運動耐容能の低下状況」などを踏まえて判断することとなりますが、左室駆出率については、主治医所見で心エコー検査による左室駆出率が42%

とあることから、駆出機能の制限は軽度の域にあるとも言えるも、心機能の低下は否めず、階段、坂道での歩行などは健常者と同様とはいかず、制限があり得る状況となっています。

また、運動耐容能の低下状況については、日常生活状況の内容に「力仕事は出来ない」、「階段昇降等は息切れがひどい」など身体活動が制限される状況があります。

これらの状況を総合し、医学的所見に基づき判断したところ、本件の障害の程度は、9級の要件となる「心機能の低下による運動耐容能の低下が中等度(※2)」に該当するものと考えられ、その等級は第9級11号(胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの)が妥当であるとされました。

したがって、本件の後遺障害の程度については、障害等級第9級第11号(胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの)と決定されました。

※1 左室駆出率とは、心臓のポンプ(血液送り出し)機能の強弱指標であり、本件の42%の場合は、心臓の100%拡張時の左室内血液の総量のうち42%が送り出されるということ。(正常の場合は概ね60%以上)

※2 中等度の目安として「平地を健康な人と同じ速度で歩くのは差し支えないものの、平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動が制限されるもの」が相当する。